

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社 CSR 調達ガイドライン

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、「Will (意志)」「Innovation (革新)」「Touch (ふれあい)」「Human・Heart (人と心)」「ceed (前進)」を企業理念の基盤とし、持続可能な社会の実現に向けて、企業としての社会的責任を果たすことを目指しています。

高品質で安全・安心なサービスと商品をお客様に提供するために、商品、製品および原材料の調達においても、法令・社会規範を遵守し、公正な取引活動を行うとともに、人権と環境にも配慮した責任ある調達に努めてまいります。

1. 法令・社会規範の遵守および公正・公平な取引

- ・ 国内外の法令を遵守し、社会規範に則った事業活動を行います。
- ・ 贈収賄、汚職、マネーロンダリング等の不正行為を防止し、公正な取引を行います。
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体には毅然とした対応をし、一切の取引を行いません。
- ・ 定められた方針や手順に従って、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。
- ・ 優越的地位を利用して取引先に不利益を与える行為は行いません。
- ・ 取引先との共存共栄を図るため、優位的地位を利用した不当な値引きやサービスの要求はしません。
- ・ 社会慣習上適正と認められる範囲を超えた不当な利益（金銭・接待・贈答品等、個人的な利益）の授受を禁止します。
- ・ 品質、価格、納期、対応力に加え、社会的責任を加味し、競争力があり信頼のおける取引先を選定します。

2. 品質・安全性の確保

- ・ 食品衛生法等の関連法規を遵守し、食の安全を確保します。
- ・ 高品質かつ安全・安心な商品、製品および原材料を調達します。また、適用される法令により使用が禁止または制限されている物質を含む商品、製品および原材料の調達はしません。

3. 人権の尊重

- ・ 「ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社 人権方針」に則り、人種、国籍、性別、出身地、性的指向、性自認、年齢、宗教、信条、障がいの有無等に基づくあらゆる差別を禁止します。

- ・ 身体的、精神的であることを問わず、いかなる形態のハラスメントも認めません。
- ・ 従業員による連携、団体の結成、団体への参加（および辞退）、団体交渉をする法律上の権利を認め、その権利の行使に不利益が及ばないようにします。
- ・ 強制労働、児童労働、あらゆる差別やハラスメント、虐待、脅迫等、いかなる形態での人権侵害が行われない環境のもとで製造・流通された商品、製品および原材料の調達に努めます。

4. 健康と安全

- ・ 安全と衛生が確保された職場環境の維持・向上と、労働災害を防止するための措置を継続的に講じます。
- ・ 災害や不測の事態に備え、組織的対応力の強化に努めます。
- ・ 従業員の感染症への罹患に備え、予防・蔓延防止の計画策定と適切な実施に努めます。
- ・ 安全で衛生的な職場環境を提供し、労働災害の防止に取り組んでいる取引先からの調達に努めます。

5. 環境保全

- ・ 環境保全の重要性を認識し、事業活動の様々な場面において、温室効果ガス排出量の削減や資源循環、生物多様性保全など環境に配慮した経営を行います。
- ・ 環境関連法規を遵守し、環境に配慮した商品、製品および原材料の調達に努めます。
- ・ 気候変動対策として温室効果ガス排出削減に取り組んでいる取引先を選定するよう心がけます。
- ・ 水資源の効率的利用と適正管理に努めている取引先からの調達を心がけます。
- ・ 3R 活動（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物削減に取り組んでいる取引先を評価します。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した事業活動を行っている取引先からの調達に努めます。

6. 地域社会への貢献

- ・ 地産地消を積極的に活用し、地域経済の活性化に貢献します。
- ・ 災害時の支援活動や平常時の社会貢献活動に取り組んでいる取引先を選定に努めます。
- ・ 地域社会との共生を図り、地域の発展に貢献している取引先を評価します。

7. 情報管理

- ・ 取引を通じて知り得た情報資産の機密性、安全性を保ち、情報漏えい、盗難、改ざ

ん、および破壊等の防止策を講じます。

- ・ 開示すべき情報と守秘する情報を明確に認識し、法令に従い適時、適切な情報管理を徹底します。
- ・ 当社および取引先の知的財産権を尊重し、侵害行為は行いません。
- ・ 個人情報保護法を遵守し、お客様や取引先の個人情報を適切に管理します。

8. サプライチェーンへの展開

- ・ 取引先に対して本ガイドラインの理解と遵守を求めます。
- ・ 本ガイドラインの重大な違反が認められる場合は、必要に応じて、取引先の状況確認や改善要請を行います。

9. 本ガイドラインの更新

- ・ 本ガイドラインは、関係法令や国内外の状況の変化等を受けて、適宜見直しを行います。

(2025 年 5 月 8 日制定)